平成 25 年５月 24 日

各　　位

会 社 名　トラスコ中山株式会社
代表者名　代表取締役社長　中山哲也
（コード 9830　東証・大証一部）
問合せ先　取締役経営管理本部長　藪野忠久
（TEL.　06 － 6543 － 9830）

（訂正）『（変更）「決算期（事業年度末）変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ

平成 25 年５月 22 日に公表いたしました『（変更）「決算期（事業年度末）変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ』につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせします。また、定款変更の日程についてお知らせします。

記

１．訂正箇所

定款（抜粋）の変更案の変更後（下線部分は訂正箇所です）

訂正前	訂正後
（基準日） 第 11 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （事業年度） 第 36 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。 （剰余金の配当の基準日） 第 38 条　剰余金の配当としての期末配当は毎年 12 月 31 日、中間配当は毎年６月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。 附　則 （新設）	（基準日） 第 11 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （事業年度） 第 36 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。 （剰余金の配当の基準日） 第 38 条　剰余金の配当としての期末配当は毎年 12 月 31 日、中間配当は毎年６月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。 附　則 （第 51 期事業年度の基準日） 第２条　第 11 条の規定にかかわらず、第 51 期事業年度は、平成 26 年３月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

訂正前	訂正後
（第51期及び第52期事業年度の期間） 第１条　第36条の規定にかかわらず、平成25年４月１日から始まる第51期事業年度は平成26年３月31日までの12か月間とする。 第36条の規定にかかわらず、平成26年４月１日から始まる第52期事業年度は同年12月31日までの９か月間とする。	（第51期及び第52期事業年度の期間） 第３条　第36条の規定にかかわらず、平成25年４月１日から始まる第51期事業年度は平成26年３月31日までの12か月間とする。 ２　第36条の規定にかかわらず、平成26年４月１日から始まる第52期事業年度は同年12月31日までの９か月間とする。
（第51期及び第52期事業年度の中間配当の基準日） 第２条　第38条の規定にかかわらず、第51期事業年度の中間配当の基準日は平成25年９月30日とする。 第38条の規定にかかわらず、第52期事業年度の中間配当の基準日は平成26年９月30日とする。	（第51期及び第52期事業年度の剰余金の配当の基準日） 第４条　第38条の規定にかかわらず、第51期事業年度の剰余金の配当としての期末配当は平成26年３月31日、中間配当は平成25年９月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができるものとする。 ２　第38条の規定にかかわらず、第52期事業年度の中間配当は、平成26年９月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができるものとする。
（附則の有効期限） 第３条　本附則第１条、第２条及び第３条は、第52期事業年度の経過をもってこれを削除する。	（附則の有効期限） 第５条　本附則第１条は、同条が定める本店移転日の経過をもってこれを削除する。また、第１条を除く本附則の各条項（第２条から第５条まで）は、第52期事業年度の経過をもってこれを削除する。

２．定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成25年６月７日
定款変更の効力発生日　　平成25年６月７日

以上